大垣市第五次男女共同参画プラン(素案)の概要について

1 計画策定の趣旨

「大垣市第四次男女共同参画プラン」が令和4年度で終了することから、引き続き、総合的かつ計画的に施策を推進するため、「大垣市第五次男女共同参画プラン」を策定するもの。

<プランの位置づけ>

根拠法	(1) 男女共同参画社会基本法(第14条第3項)(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(第6条第2項)(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(第2条の3第3項)
趣旨	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本計画とし、女性 活躍推進計画及びDV対策基本計画を包含する。

2 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

3 めざす姿

「性別による制約を受けず 誰もがいきいきと暮らし 活躍できるまち」

4 基本目標

- (1) 男女共同参画意識が浸透したまち
- (2) 性別による格差がなく男女がともに活躍できるまち
- (3) DVを許さない意識が浸透し安全・安心に暮らせるまち
- (4) 性別等に関わらずひとりひとりが尊重されるまち

5 計画の体系

別紙施策体系図のとおり

施策体系図

【めざす姿】性別による制約を受けず 誰もがいきいきと暮らし 活躍できるまち

